

簡易課税制度の概要とその見直しについて①

一般課税

納付税額

=

課税売上に
係る消費税額

-

課税仕入れ等に
係る消費税額(実額)

事業者の納税事務の負担等を軽減するため、

・課税売上高が1,000万円以下の事業者

→免税

・課税売上高が5,000万円以下の事業者

→課税売上高から納付する消費税額を計算する簡易課税制度が選択可能

簡易課税

納付税額

=

課税売上に
係る消費税額

-

課税売上
に係る消費税額 × $\frac{\text{みなし仕入率}}{\text{仕入率}}$

【下表の赤字部分は、平成27年4月1日以降に開始する課税期間から適用】

事業区分	該当事業	みなし仕入率
第一種事業	卸売業 (他の者から購入した商品とその性質、形状を変更しないで他の事業者に対して販売する事業)	90%
第二種事業	小売業 (他の者から購入した商品とその性質、形状を変更しないで販売する事業で第一種事業以外のもの)	80%
第三種事業	農業、建設業、製造業、電気業、ガス業、水道業など	70%
第四種事業	第一種から第三種、第五種、第六種に該当しない事業	60%
第五種事業	運輸通信業、サービス業、金融業・保険業	50%
第六種事業	不動産業※	40%

※第一種事業から第三種事業までの事業に該当するものは除かれる。例えば、他者が建築した住宅を購入してそのまま販売するものは、第一種事業又は第二種事業に該当し、自ら建築した住宅を販売するものは、第三種事業の建設業に該当する。(消費税法基本通達13-2-4)

簡易課税制度の概要とその見直しについて②

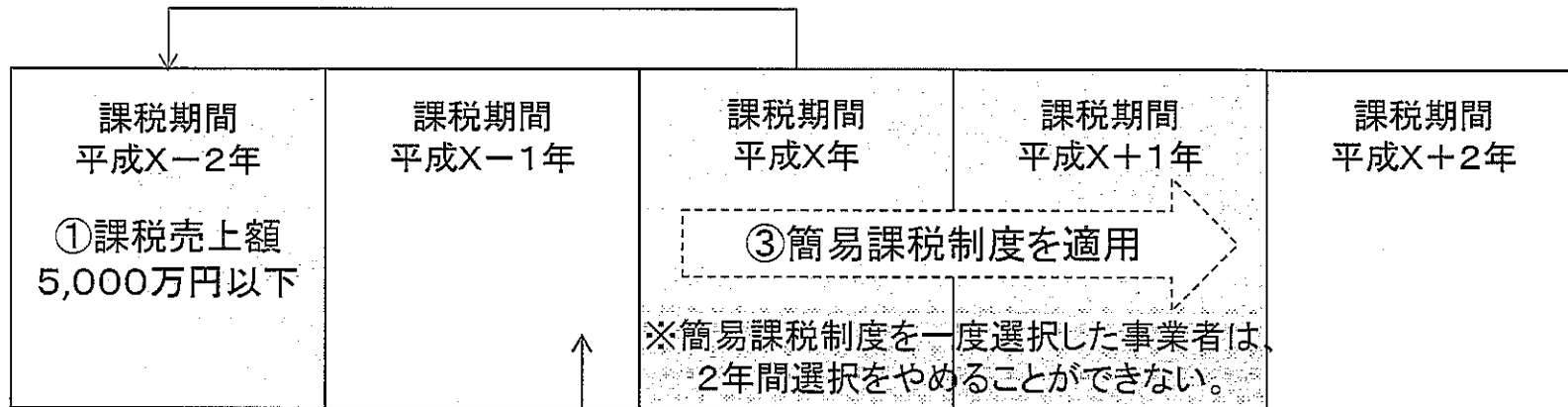
簡易課税制度の適用方法

事業者は以下の条件を満たすことにより、簡易課税制度(みなし仕入率)の適用を受けることができる。

- 適用対象の課税期間の前々年(個人)又は前々事業年度(法人)の課税売上額が5,000万円以下
- 適用対象の課税期間が開始するまでに、簡易課税制度を選択する旨を所管税務署に届け出

(※)簡易課税制度を一度選択した事業者は、2年間選択をやめることができない。

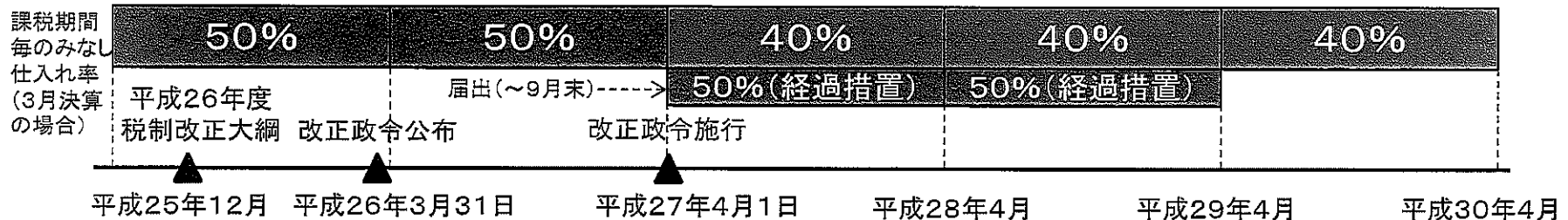
※前々年(個人)又は前々事業年度(法人)の課税売上額を参照



②簡易課税制度の選択を税務署に届出
(適用を受けようとする課税期間の開始日の前日まで)

みなし仕入れ率の見直しスケジュール(不動産業)

(※)平成26年9月末までに簡易課税制度の選択を届け出た場合は、2年間の経過措置を適用



社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)(抄)

(税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置)

第七条 第二条及び第三条の規定により講じられる措置のほか、政府は、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第十三号)附則第百四条第一項及び第三項に基づく平成二十四年二月十七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱に記載された消費課税、個人所得課税、法人課税、資産課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、次に定める基本的方向性によりそれらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならない。

一 消費課税については、消費税率(地方消費税率を含む。以下この号において同じ。)の引上げを踏まえて、次に定めるとおり検討すること。

イ～ハ (省略)

ニ 消費税の簡易課税制度の仕入れに係る概算的な控除率については、今後、更なる実態調査を行い、その結果も踏まえた上で、その水準について必要な見直しを行う。

ホ～ヨ (省略)

二～八 (省略)

社会保障・税一体改革大綱（抄）

〔平成24年2月17日
閣議決定〕

第2部 税制抜本改革

第3章 各分野の基本的な方向性

1. 消費課税

（1）消費税

事業者免税点制度及び簡易課税制度については、中小事業者の事務負担への配慮というこれらの制度の趣旨に配慮し、制度を維持する。その上で、消費税制度に対する信頼を確保するため、制度の不適切な利用に対処する観点等からの見直しを行う。

第4章 税制抜本改革における各税目の改正内容等

1. 消費課税

（1）消費税

③ 課税の適正化

□ 簡易課税制度

簡易課税制度のみなし仕入率については、今般、同制度に関する実態調査を行ったところ、業種によっては、みなし仕入率の水準が実際の仕入率を大幅に上回っている状況にあることが確認された。今後、更なる実態調査を行い、その結果も踏まえた上で、みなし仕入率の水準について必要な見直しを行うものとする。